

静岡県告示第111号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年2月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
静岡焼津線	焼津市浜当目字平野1719番の119から 焼津市浜当目字筏場1593番の3まで	平成29年3月13日 正午